

第10節 奨学と援護

1994年6月着工、1995年3月竣工した。

本館は、学术交流の促進を図り、本学における研究教育の発展に資するとともに、本学と地域住民との学術および文化の交流並びに本学教職員の親睦・交流に寄与することを目的としており、これまで多数の国際会議および研究会ならびに公開講座等を開催してきた。

「けやき会館」という名称の由来は、千葉市の「市の木」がケヤキであることや、住民と大学の架け橋として大きく育てて欲しいとの願いを込めて命名されたものである。

同館の規模等は表2-14-18のとおりとなっている。

表2-14-18 けやき会館の規模

鉄筋コンクリート造 3階建 総面積2,620m ²		
大ホール	446m ²	320席
レストラン	167m ²	83席
特別レストラン	31m ²	12席
会議室 1	42m ²	30人程度収容
会議室 2	78m ²	40人程度収容
会議室 3	69m ²	40人程度収容
会議室 4	36m ²	20人程度収容
レセプションホール	201m ²	100人程度収容
中会議室	69m ²	20人程度収容
小会議室	39m ²	10人程度収容
和室 1・2	34m ² ・38m ²	12.5畳 2室
談話室	39m ²	

第10節 奨学と援護

第1項 学費の免除

本学の過去4か年の入学料免除実施状況は、表2-14-19のとおりである。

なお、大学院研究科等への入学者については、1995年度から収入予定額の3%を越

表 2 14 19 入学料免除実施状況

年 度	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度
申 請 者 数	86	76	148	125
全 額 免 除	21	26	7	2
半 額 免 除	26	26	59	62

えて免除を行う必要が生じた時は、文部省へ申請を行うことができる超過免除制度が設けられた。また、1999年度から、収入予定額の4%となった。

本学の過去4か年の授業料免除実施状況は、表2 14 20のとおりである。

表 2 14 20 授業料免除実施状況

年 度	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度
申 請 者 数	968	1020	1025	1051
全 額 免 除	704	787	873	792
半 額 免 除	136	132	109	139

(各年度の前期分授業料免除実施状況で私費外国人留学生を含む)

1988年度から、経済的な理由により修学困難な私費外国人留学生が多いことから各大学における授業料免除実施可能額の範囲内では実施せず、超過免除扱いはされることがとなった。

なお、1990年度から、免除実施可能額は授業料収入予定額の8.5%となっている。また、1999年度から免除実施可能額は授業料収入予定額の9.5%となった。

第2項 奨学制度

新制大学発足当初から国による奨学制度として、日本育英会が、優れた学生であって経済的理由により修学困難な者に対して奨学金の貸与を行っている。日本育英会奨学金は、幾度かの制度の改善、貸与金額の改訂および貸与人員の増員があり、なかでも1984年に、それまでの無利子貸与に有利子貸与が加わり、1999年には、有利子貸与奨学金の貸与金額および貸与人数の大幅な拡充が図られた。

本学でも、この20年間に可能な限り修学困難な学生の経済的支援の充実を図り、現在にいたっている。1998年度は学部奨学生2,023名(全学部生に対する貸与率

第10節 奨学と援護

16.7%)、大学院奨学生604名(全大学院生に対する貸与率24.1%)が貸与を受けている。

1999年度新生の無利子奨学金の貸与月額、学部生41,000円(自宅外は47,000円)、大学院生は修士84,000円、博士117,000円となっている。また、1999年度に新設された有利子奨学金(きぼう21プラン奨学金)の貸与月額は、学部生が30,000円、50,000円、80,000円、100,000円から、大学院生が50,000円、80,000円、100,000円、130,000円から選択することとなっている。

そのほか、地方公共団体や民間育英団体による奨学金についても、積極的な支援協力要請等を行った結果、1998年度は、地方公共団体39団体73名が、民間育英団体38団体71名が奨学金の貸与または給付を受けている。

第3項 学生保険

学生保健互助会

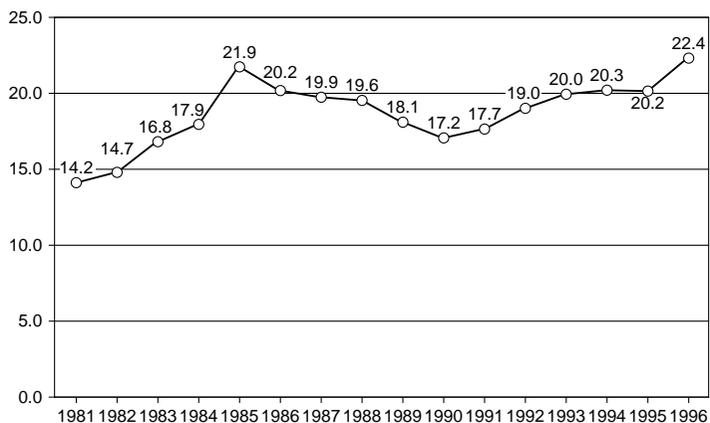
1954年4月に学生健康保険組合の名称で組合費年額500円で発足し、1982年度から組合費が年額2,000円に改訂された。

1995年度から給付限度額が50,000円に、弔慰金は20,000円に改訂され、1983年度から診断証明書料として1,000円が給付の対象となった。

1994年5月に学生健康保険組合は現在の学生保健互助会と改称された。

学生保健互助会の利用率は図2-14-2のとおりである。

図2-14-2 学生保健互助会の利用率(%)



学生教育研究災害傷害保険制度

1976年度から発足したこの保険制度は、学生の正課中、課外活動中などに生じる不慮の災害に対する被害者救済を目的とした全国的規模のもので、本学では入学時に全員加入することになっている。

1994年度入学生から保険料分担金1,200万円コースを2,000万円コースに切り替えた。

1996年度には、新規に通学中等傷害危険担保特約にも全員加入している。